

## 千葉県男女共同参画推進懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 男女共同参画社会の形成に関する施策の企画及びその推進についての意見を聴取するため、千葉県男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

なお、懇話会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、次の事項について協議する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する施策の計画策定及びその推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成に関する施策に関すること。

### (組織)

第3条 懇話会は、知事が指名する委員15名以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。ただし、任期を通算して10年を超えることはできない。

### (座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会議を主宰する。

3 座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、必要に応じ知事が招集する。

2 座長が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

### (専門部会)

第6条 懇話会に、別表のとおり専門部会を置く。

2 知事は、必要と認めるときは、その他の専門部会を置くことができる。

3 専門部会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総合企画部多様性社会推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和60年8月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。

この要綱は、昭和60年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年3月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年3月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年5月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年5月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年3月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年2月6日から施行する。

別表

専門部会名	担任する事務
計画評価 専門部会	千葉県男女共同参画計画に基づき、県が実施する各種事業の評価や進行状況について意見を述べること。